

令和5年度

第2回朝霞市男女平等推進審議会会議録

令和5年7月21日(金)

総務部 人権庶務課

様式第3号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回朝霞市男女平等推進審議会	
開 催 日 時	令和5年7月21日(金) 午後2時00分から午後4時00分まで	
開 催 場 所	ゆめぱれす(市民会館)会議室304	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保 存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長・副会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者なし	

令和5年度第2回

朝霞市男女平等推進審議会

令和5年7月21日(金)

午後2時00分から

午後4時00分まで

ゆめぱれす(市民会館)

会議室304

1 開 会

2 議 事

- (1) 各委員の紹介について
- (2) 会長及び副会長の選出について
- (3) 男女平等推進審議会の概要について
- (4) 朝霞市における男女平等推進の取組状況について
- (5) その他

3 閉 会

出席委員(10人)

委 員	男女平等の推進に関する活動を行っている者	小 島 真知子
委 員	男女平等の推進に関する活動を行っている者	星 名 弘 恵
委 員	関係行政機関の職員	奥ノ木 智 子
委 員	関係行政機関の職員	金 井 美奈子
委 員	知 識 経 験 者	久 慈 須美子
委 員	知 識 経 験 者	栗 山 昇
委 員	知 識 経 験 者	土 佐 隆 子
委 員	公 募	兼 本 尚 昌
委 員	公 募	川 村 三 奈
委 員	公 募	島 根 道 子

欠席委員(3人)

委 員	関係行政機関の職員	岩 上 和 弘
委 員	知 識 経 験 者	内 山 有 子
委 員	知 識 経 験 者	金 子 智恵子

事務局(3人)

事務局	人権庶務課長	西内孝至
事務局	人権庶務課長補佐 兼男女平等推進係長	山木健
事務局	人権庶務課主任	手塚幸宏

資料一覧

- ・次第
- ・資料1 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿
- ・資料2 朝霞市男女平等推進審議会傍聴要領
- ・資料3 朝霞市庁内男女平等推進年次報告書
令和5年度版(令和4年度事業実績)
- ・資料4 令和4年度あさか女と男セミナー報告書
- ・資料5 男女平等推進情報「そよかぜ」No.49, 50
- ・資料6 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画
- ・資料7 令和元年度実施
朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書《概要版》
- ・各種リーフレット
 - 「性犯罪・性暴力にあわないために」
 - 「ジェンダーってなんだろう？」
 - 「怖いくらい、やさしい人だった」
 - 「SOGIEってなあに？」
 - 「表現ガイド」
 - 「防災防犯マニュアルカード」
 - 「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

- ・出席委員数報告
- ・仮議長(西内人権庶務課長)による議事進行の確認
- ・会議公開及び傍聴希望者の確認
- ・配付資料の確認

◎ 議事1 各委員の紹介について

- ・各委員の自己紹介及び事務局職員の自己紹介

◎ 議事2 会長及び副会長の選出について

○仮議長(西内)

次に、議事2 会長及び副会長の選出についてに移らせていただきます。会長及び副会長の選出方法等につきましては、朝霞市男女平等推進条例第27条に規定がございますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局(山木)

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画をご用意ください。91ページの右下に、本審議会の内容につきまして記載がございます。詳細につきましては議事3にてご説明いたしますが、92ページの第27条をご覧ください。第27条、審議会に会長及び副会長を置く。2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。となっており、会長及び副会長の選出につきましては、委員の互選により定めることとされておりますので、当該規定に基づきまして、会長及び副会長を決定していただきたく存じます。

○仮議長(西内)

それでは、規定に基づきまして委員の互選によりそれぞれ1名を決定したいと思います。まず始めに、会長につきましてですが、自薦他薦を問いませんので、どなたかお願いいたします。

○久慈委員

栗山さんを推薦いたします。

○仮議長(西内)

他、よろしいですか。栗山委員を会長ということでご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員全員

了承

○仮議長(西内)

では会長が栗山委員に決定いたしましたので、私の方は議長の座を降ろさせていただきます。栗山委員引き続きよろしくお願ひいたします。

○事務局(山木)

ありがとうございます。では、栗山委員は会長席にお願ひいたします。会長になりました栗山委員の方からご挨拶を頂戴したいと思います。

○会長(栗山委員)

会長挨拶

○事務局(山木)

ありがとうございました。では、これより先の議事の進行につきましては、栗山会長にお願ひしたいと思います。

○会長(栗山委員)

それでは、事務局からご説明がありましたように、審議委員の中から副会長を選ぶということになっておりまして、自薦、他薦問いませんが、どなたがよろしいかご提案がございましたら。

○各委員からの自薦、他薦なし

○会長(栗山委員)

私は会長としまして、できれば何年間かやっていただきまして、今日はたまたま欠席でございますが、金子智恵子委員にお願ひしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○委員全員

了承

○会長(栗山委員)

では、金子委員に副会長をお願ひするというので、よろしくお願ひいたします。冒頭に事務局から、この審議会は原則公開となっておりますということで、今後の会議におきましても、傍聴につきましては、配慮を要する個人情報等がない限り、資料2の要領に基づき、入室を許可させていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

○委員全員

了承

○会長(栗山委員)

ありがとうございます。進行につきまして、ご協力ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

◎ 議事3 男女平等推進審議会の概要について

○会長(栗山委員)

それでは議事3の男女平等推進審議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(手塚)

それでは、審議会の概要についてご説明させていただきます。まず、冊子の方の91ページ、資料6になります。朝霞市男女平等推進条例に関わることとなりますが、第24条におきまして、男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、設置されている組織です。92ページ、26条になりますが、構成員の内訳が書いてあります。男女平等に関する活動を行っている方、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の計13名の委員となっております。男女平等を推進する上で、本審議会にてご意見をいただく主なものといたしまして、毎年、年次報告書の進行管理事業についての事業の評価についてお願いしております。90ページになりますが、同条例第11条に基づいており、1項において、市長は朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等の評価し、これを公表するものとなっております。続きまして、資料3、年次報告書をご覧ください。先月に審議いただいたところですが、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて、概要についてご説明いたします。報告書は、主に3部構成となっております。第1部に朝霞市の男女平等をめぐる状況として、各統計資料を掲載しています。審議会などの委員数、市職員の男女別の人数などをまとめています。第2部に朝霞市の男女平等推進政策の実施状況として、行動計画の内容や、政策の体系、また昨年度の男女平等推進に係る事業や取組みなどについて、評価等をまとめています。第3部は、朝霞市の男女平等推進体制として、審議会や関連する庁内の開催状況について掲載しています。主に審議していただくものは、25ページから58ページに掲載されておりますものが、審議していただいた内容となっております。その他、審議会にて審議していただくものとして、資料6のように男女平等に係る計画がございます。続きましてスライドの方をご覧くださいませでしょうか。計画に係る条例としては、朝霞市男女平等推進条例があり、第10条はこのように書かれています。男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画を策定する。行動計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱や、推進するために必要な事項を定める。行動計画の策定に当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。行動計画を策定したときは、速やかに公表する。などが書かれております。続きまして、計画策定の目的について触れさせていただきます。男女共同参画社会基本法というものが平成11年に策定されまして、それから20年が経過

いたしました。この基本法は、男女が対等なパートナーとして、それぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することを目指したものとして制定されました。本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、条例や行動計画を策定し、それいゆづらぎを男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や、広報誌、ホームページによる男女平等意識の醸成、DV相談や女性総合相談などの施策を推進しております。現在は、令和3年度を初年度とする、第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画により、引き続き男女平等社会の実現のため、さまざまな施策を展開しております。続きまして、計画の性格についてお話しさせていただきます。こちらにつきましては、男女平等を進めていく上での方向性を明かにした計画であること。国や県、市の上位計画との整合性を重視した計画であること。また、市民等の意見を反映し、市とともに推進していく計画であることが挙げられます。そして、この計画は、DV防止基本計画ならびに女性活躍推進法に基づく、市町村推進計画と位置付けられています。毎回10年ごとの計画を策定しており、第1次が平成18年度から27年度、第2次が平成28年度から令和7年度までとなっております。計画の策定に当たりましては、第10条に従いまして、これまでも市民意識調査や事業所アンケートなどを実施し、広く市民等の意見を反映して策定してきております。こちらは、計画策定に向けて行った市民意識調査票の一部です。質問は全部で30問、男女平等についてやDVに関する質問を作成し、市内にお住いの18歳以上の方から、2,000人を無作為に抽出して、調査票を郵送させていただきました。質問としましては、家庭等での男女のあり方についてや、配偶者等からのドメスティック・バイオレンスについて。男女共同参画社会や市の男女平等施策について。性の多様性についてなど、幅広いテーマで市民意識調査を行いました。こちらは、事業者に対して行ったアンケート調査票の一部となります。全部で150社に依頼させていただきました、ご回答をいただきました。採用や登用、休暇等の待遇や就労環境等の質問をさせていただきました。

○会長(栗山委員)

事務局、今の画面ですね、小さくて見えないんですけど、何ページにあるんですか。

○事務局(手塚)

資料の方には添付しておりません。

○会長(栗山委員)

添付されていないのですね。すいません。

○事務局(手塚)

事業所アンケートについては資料がないのですが、市民意識調査の方は資料7、A3版の概要の説明をさせていただきます。こちら先ほど申し上げました2,000人の方にお送り

させていただきまして、全部で540票のご回答をいただきました。回収率27%となっております。市民向けのアンケートに関しましては、こちらの表でまとめたところなんですけれども、本日の説明では割愛させていただきますので、回答状況等につきましては、後ほどご確認等いただければと思います。現在の第2次朝霞市男女平等推進行動計画につきましては、令和7年度で終了となるため、今後、本審議会にて次期計画の策定に向けて委員の皆様にご意見をいただきながら、策定に向けて取組んでまいりたいと考えております。なお、その他必要な事項につきましても、随時審議会においてご報告、ご相談などさせていただくところですが、本年の4月1日に開始となりましたパートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましても、今年の1月にご意見をいただいたところでございます。以上で、議事3 男女平等推進審議会の概要についての説明を終了させていただきます。

○会長(栗山委員)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から審議会の概要について説明をしていただきましたけれども、何かご不明なところやご意見等がありましたら遠慮なく挙手していただきたいと思います。調査結果の報告書、2,000人を対象として540人ですか。これは、多いんですかね、少ないんですかね。アンケートの回収として。

○事務局(山木)

アンケートにつきましては、第2次の計画の策定にあたって令和元年の8月から9月にかけて、実施したものでございます。2,000のうち540ですから、回収率としては27%でした。事業所のアンケートの方は、もう少し数値としては高かったんですが、事務局といたしましては、次の計画策定のときにも、同じように市民意識調査はやらせていただきたいと思います。質問の方も、経年の変化もどういった推移があったというところも押さえていきたいと思いますので、調査対象や調査内容については、基本的には前回と同じような形で、やらせていただきたいと思います。ただ、回収率が多くなるように、郵送によるアンケート以外にも、WEBによるアンケートというのも実施できる方法があると思いますので、そういったところを活用して、回収率を上げていければなと考えております。

○会長(栗山委員)

ありがとうございます。よく最近選挙とか内閣支持率とか、そういったものも4割いかない。ですから3割弱ですけど、それなりに市民の考え方というのは、十分反映されているのかなと感じております。他にどうですかね。

○兼本委員

初めて参加しているので、このアンケート結果を受けて市が具体的にこうした、今後こうする

といったアクションはあったりするんですか。

○事務局(山木)

後期基本計画の60ページをみていただければと思います。計画の中で、いわゆる目標としているものを掲げているものです。右の方を見ていただきますと、評価資料として市民意識調査というのがございます。市民意識調査の結果、現状値を踏まえて目標を設定しているということで、意識調査をとった中で男女平等意識の浸透ですとか、学習機会の提供ですとか、多様性の尊重と理解促進ですとか、パートナーからの暴力の根絶ですとか、こういったところを施策の目標に挙げまして、各指標について数値を上げて行こうという設定をしているところがございます。主なものとしては以上です。

○会長(栗山委員)

はい、ありがとうございます。

○兼本委員

せっかくの機会なので、数値を上げようというのは分かったんですが、具体的なアクションというのはどんなものでしょうか。

○事務局(山木)

具体的なところにつきましては、資料3のほうで見ていただければと思います。例えば、28ページを見ていただきますと、施策の方向としては、男女平等の現状把握と将来像の提案ということで、真ん中の事業実績、男女共同参画社会像の周知だったり、啓発を行うために何をしたか、ここでいいますと、6月に男女共同参画週間というものがありましたので、こういったところでのイベントのほか、パネル展示、男女平等推進情報そよかぜなどを活用して市民の方に男女平等の醸成を図っています。その中で、当然、課題と方針というものがございますので、その部分についてまとめたものが表の一番下の方ですかね、今後も周知啓発を行っていくことが必要である。また、各種イベントなどを通じて啓発活動を行っていくということで、具体的な取り組みについてはこちらに掲載し、次年度どうやったらいいかということで、毎年度、委員の方々に評価の報告等をさせていただいているところでございます。

○兼本委員

パネル展示、私も拝見させていただいたことがあるんですが、達成するには結構じっくりというか時間がかかる地道なものになるんじゃないかなと思ってまして、応援したいと思います。別の質問なんですけど、市職員の男女比、特に管理職なんかですと、課長級以上の男女比女性が12.2%、まあもしかしたら一般的かもしれないんですけど、先進的な企業に比べて低いなど感じるころではあるんですけど、この辺をもっと積極的に上げていくみたいなことは、こ

の会議の範囲内になるのでしょうか、それは範囲外なのでしょうか。

○事務局(山木)

後期基本計画の60ページを見ていただきますと、この計画の中の目標が6つある中の5に、女性の職業生活における活躍の推進というところがあると思います。その中で、右に行きますと5の1があって、その右に星があって市職員の女性管理職の割合とあると思います。こちらの方につきましては、特に太枠で囲んでおり、ポジティブアクションということで、積極的に取り組んでいこうということです。基本的には職員課というところが担当になりますので、そちらの方に実際の事業はお願いしているところがございます。具体的には、目標値が令和7年度に25%になればということで目指して取り組んでいるところがございます。

○兼本委員

せっかくなので目標だけは高く、50くらいにしといたら。

○事務局(西内)

目標数値、各施策目標に目標数値出ているんですけど、目標を高くするという、それに向けて施策を進めていくということも大事なことかと思うんですが、達成できるような目標も非常に大事かと思います。そのあたりは、女性管理職の割合も含めまして、委員の皆さんにご意見いただきながら設定していきたいと考えております。補足なんですけれども、女性管理職、係長級以上ですとか課長級以上、数値がなかなか伸びないというところは、職員課の方でも非常に力を入れておまして、毎年、係長級と課長級って試験制度なんです。試験に合格しないと昇格できないとシステムになっております。そこに受験する女性職員を増やそうということで、所属長による声掛けですとか、そういったものは求められているところであります。実際、中々受験する人がいないというのは、個人の判断になってしまいますけれども、朝霞市としては増やしていこうという取組みはしております。以上です。

○会長(栗山委員)

国においても、議員の定数とか男女比とか、諸外国から比べるとだいぶ少ないって言われておりますよね。近隣市と比べて、どうかわかりませんか。

○事務局(山木)

近隣市の状況ということなんですが、おそらく近隣市も同様の計画は作っていると思います。男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法に基づいて各市それぞれの施策を作っていると思いますが、現状での他市の数値資料はもっていませんので、お話は難しいんですが、おそらく目標としては同様の目標を掲げているものもあるかと思っております。

○兼本委員

それいゆぶらぎなんですけれども、非常にいい造りかなと思うんですけど、非常に好印象です。ただ、コミュニティセンターに入ってもちょっとわかりづらいんです。奥の方にあるんで、入ったらすぐ目立つような標識というか、ここにあるよという物があった方がいいかなと思って、目指していかないとわからないというのは、もったいない。コミュニティセンターすごい人が来るんで、そこにあるというのが見えてるだけでも、市民の意識の向上につながるんじゃないかなと思っております。

○事務局(山木)

今すぐにごうするとお答えできなくて、申し訳ないんですけど、何かわかりやすいような目印と申しますか、考えてみたいと思っています。また、中央公民館がこれから長寿命化計画で耐震化の工事の関係もあります。その中などでもわかりやすいようにできるかなど考えてみたいと思います。

○会長(栗山委員)

はい、ありがとうございます。これ以外にどうですかね。

○川村委員

資料で、動画を使った講習会の企画があったと思うんですけど、セミナーを開いていただいても仕事をしていたり、参加できない人のために動画で専門家の話が聞けるとか、こういった講演会の形というのはとてもありがたいので、もっと増やしていけたらいいんじゃないかなと思いました。

○事務局(山木)

あさか女と男セミナーのことかと思いますが、以前は対面式でやってたんですが、コロナの関係もあり、数年前からオンデマンドでYouTube配信で、いつでもご自宅等で見れるような形でやっています。それにつきましては、市民の方の協力員さんと一緒に、講師選びから発表方法なども企画立案しながらやっているところです。本日の委員からのお話も、持ち帰らせていただいて、より多くの方に見ていただけるよう提供していきたいと思っています。

○会長(栗山委員)

はい、ありがとうございます。

○小島委員

今、川村委員のお話があった、セミナーのアドバイザーをずっとさせていただいて、コロナになってウェブ講座は2年目になるんですけど、コロナのおかげで対面ができないということで1年お休みさせていただいたんですが、2年目3年目からはコロナだからこそ伝えていきたいなという思いがありまして、皆さんの意見をまとめてウェブにしたんですけど、ウェブにすると手話

などは障害を持っている人の3割しかわからないということで、去年は字幕を入れていただいたんですが、予算がついていなかったの、職員の方に負担がかかったの、今年度は予算を付けていただくとありがたいなということがありまして。厳しいかもしれませんが、ウェブだと2～3週間、好きな時に見られるので、コロナが収束しても続けてほしいなと思います。

○事務局(山木)

予算を増やすということは難しいかもしれませんが、予算を使わなくてもできることがあると思いますので、そこは検討させていただき、いいものを提供したいと思っております。

○会長(栗山委員)

はい、他に。それでは、議事4の方へ移ってよろしいでしょうか。朝霞市における男女平等推進の取組状況についてということです。事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(手塚)

続きまして議事4の説明に入らせていただきます。男女平等の取組みにつきましては、総務部人権庶務課の男女平等推進係が担当しております。人権庶務課は3係から構成されており、それぞれ人権庶務係、男女平等推進係、文書法規係の3係となっております。人権庶務係と文書法規係は、本庁舎の方にございます。課長以下、12名の職員で、人権庶務係が2名、男女平等推進係が5名、文書法規係が3名となっております。朝霞市女性センターそれいゆぶらぎは、男女平等推進係の職員が兼務しています。続きまして、朝霞市の男女平等施策の動きについて、主なものについてご説明いたします。まず、朝霞市女性行動計画の策定が挙げられます。こちらは、平成9年3月、朝霞市として初めての計画となる朝霞市女性行動計画を策定しました。この計画が、朝霞市の女性に対する政策の初めての計画となります。その後、平成15年3月、朝霞市男女平等推進条例が制定され、また同年には、条例に位置づけられた本審議会である朝霞市男女平等推進審議会、また、朝霞市男女平等苦情処理委員を設置しました。そして平成22年3月には、朝霞市として初めてのDV防止等の計画となる、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るための施策の実施に関する市町村基本計画を策定しました。平成23年4月には、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ事業を開始し、DV被害者の支援をより強固なものとししました。そして、平成25年1月、朝霞市の男女平等を総合的に推進するための拠点として、朝霞市女性センターそれいゆぶらぎを中央公民館・コミュニティセンター内に開所し、男女平等に関するさまざまな事業を推進してまいりました。本年1月には、開所して10年が経過いたしました。そして、平成28年3月、朝霞市男女平等推進行動計画の計画期間満了に伴いまして、取組成果と課題を検証するとともに、この間の社会状況を踏まえ、新たに平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする第2次朝霞市男女

平等推進行動計画を策定いたしました。現在、令和3年3月に策定した第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画に基づき、各施策を進めているところです。続きまして、朝霞市の男女平等をめぐる状況について主なものについてご説明します。こちら、市議会における議員の割合等になっております。市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成23年からは4人に1人、25.0%の割合で推移しています。令和元年12月の改選では、前回に比べ女性議員は1人増となっています。今年は改選の年にあたりますので、12月に選挙が行われる予定となっております。続きまして、審議会等における委員の割合について説明させていただきます。審議会等につきましては、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、令和5年3月31日現在、76の審議会等が設置されています。委員総数は、1,075人で、うち女性委員の数は328人、全体の30.5%となっており、前年同時期比0.5%増となっております。続きまして、市の職員の構成になっております。職員数は、令和5年4月1日現在783人で、男女の構成は、男性460人58.7%、女性323人41.3%となっています。全職員に占める女性の割合は、前年よりも0.1%減少しています。続きまして、係長級以上の職員について触れさせていただきます。職員に占める係長級以上の職員は、全体で284人、全職員に対する構成比36.3%です。男女の構成は、男性222人78.2%、女性62人21.8%で、女性の係長級以上の職員の割合は、前年よりも1.6%減少となっております。続きまして、管理職員についてご説明します。職員に占める管理職員、課長補佐級以上の職員は、全体で156人、全職員に対する構成比19.9%です。男女の構成は、男性121人77.6%、女性35人22.4%となっており、女性の管理職員の割合は、前年よりも0.2%減少しています。こちらは管理職員のうち課長級以上の職員になっております。課長級以上の職員は、全体で82人、全職員に対する構成比10.5%です。男女の構成比は、男性72人87.8%、女性10人12.2%で、女性の課長級以上の職員は、前年よりも0.1%減少しています。続きまして、女性センター事業についてご説明いたします。こちら、それいゆぷらざの利用状況をまとめた表となっております。直近3カ年の利用実績ですが、女性センターは、おおよそ年間308日開所しています。続きまして、女性センターでは男女平等に関する図書を約800冊備えており、閲覧や貸出しができます。各年度の実績は、ご覧の通りとなっております。今年の1月で女性センター開所10周年を迎えまして、その際に10周年記念イベントをさせていただきました。パネル展やエクササイズ、絵本の読み聞かせなどを、女性センター登録団体にも協力いただいて実施しました。続きまして、こちらは、毎年6月に行っております、男女共同参画週間のパネル展及び懸垂幕等にて、市民に啓発している様子となります。ストップDVの横断幕に関しては、北朝霞駅前設置させていただいております。縦の懸垂幕は、市庁舎の方に掲示させていただいております。

ます。続きまして、こちらの画像は、中央公民館主催となりますが、毎年行われるサマーフェスティバルに合わせて、パネル展示を行っている様子となります。パープルリボンキャンペーンという女性への暴力をなくすキャンペーンの啓発も行っており、ストップDVと書いてある右上の写真になりますけれど、パープルのリボンを作っていただくという活動を行っております。こちらは、令和4年度のあさか女と男セミナーのチラシです。男女平等に関する情報を積極的に提供し、学びを通じて男女平等を推進するとともに、男女が性別にかかわらず、個々の能力を發揮し、地域の人材育成につながるようにする目的から、企画・運営協力員の方々と協議を重ね、何か一つでも日々の生活に生かせるヒントを持ち帰ってもらいたいという気持ちで実施しています。令和4年度は、オンデマンド配信、市公式YouTubeによる申込者限定配信をさせていただきました。合計視聴回数が655回、3講座行いましたが、合計でこのような視聴回数となっています。実施後は、セミナー報告書として公表の方も行っております。続きまして、男女平等推進情報そよかぜの状況です。こちらは、セミナーと同じように、市民からなる企画・編集協力員と協力し、年2回、9月号と3月号の広報に掲載しています。本日の資料に、令和4年度の9月号と3月号を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。こちらは、女性センターで作っておりますLGBTQの正しい理解を促進しようという目的から、リーフレットを作成したのになります。三つ折りのSOGIEってなあに？という、ぽぽたんが入ったリーフレットとなります。今までも、性の多様性についてのリーフレットはございましたが、相談機関の追加や最新の情報への更新などに伴い、作成いたしました。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度も4月1日より始まりましたので、そちらのチラシと併せて、今後、啓発の場で配布するなど、広く利用できればと考えております。10代前半まで広がっている性犯罪に対し、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための知識を、小学校高学年から中学生向けにわかりやすいよう、教育委員会の協力も仰ぎまして、配布時には各担任の方から、児童生徒に説明の上、配布していただきました。この3種のマニュアルは、男女共同参画の視点から捉えた、中長期に及ぶ避難所生活に陥った際、DVや性犯罪などの二次被害を受けないよう、避難所運営から女性も参画することの大切さなど、未然に防ぐような運営について掲載したものの、また、女性や子どもへの被害が多いとされていることから、注意を促す内容を掲載したものの、さらには、帰宅困難に陥った際、平時から準備しておいた方がいいものや、伝言ダイヤルなどの情報を取り入れたマニュアルとなっています。避難所運営向けと女性子ども向けのマニュアルは、防災倉庫に配置し、帰宅困難・女性向けマニュアルは、各公共施設にて配置し啓発しています。最後に相談事業について触れさせていただきます。まずは女性総合相談となっております。2人の女性相談員が、週1回、木曜日に交代で相談を受けています。令和4年度の相

談延べ件数は、41件、相談内容件数は、45件となっております。主な相談の内容としては、DVではないところでの夫婦関係や生き方、家庭不和などとなっております。続きまして、DV相談についてご説明いたします。DV相談につきましては、火曜日から日曜日の午前9時から午後5時の間で、面接及び電話で相談を受け付けています。火・水・金・土曜日は、シフト制で5人の専門相談員が午前10時から午後4時の間で相談を受けています。令和4年度は、相談件数437人、相談内容件数として705件です。多い相談内容といたしましては、夫婦間の暴力、離婚問題が多い状況です。以上で、議事4の説明を終了させていただきます。

○会長(栗山委員)

はい、ありがとうございます。こういったものを見てみると、男女平等ということについて、皆さんが考えていかなければならないなと感じます。資料をそろえていただいたんですけど、一つ一つが素晴らしいんですね。でも、それは、読んでくれて理解してもらって、行動に移すということが一番大事なんですよ。最近役所の中でも、女性の進出が多いかなと思います。男女平等審議会の委員は、男性が30%弱で、女性の方が多いんですけども、もうちょっと女性の意見をいただきたいんですけど。自分が経験したこととか、取組の参考にもなるかと思うので、遠慮なく言っていただければ。

○久慈委員

私は自分を女だと思っていないところがあるので、差があるとかそういうことは感じたことがないんですね。この場にいるのがふさわしくないのではと思っているんですけど、職場などで差別的なことを感じた方がいらっしゃるでしょうか。それを皆様にお聞きしたいと思います。

○金井委員

埼玉県では、女性活躍推進ということで、とても女性の管理職は増えているところがあります。女性からの視点を大事にするというのは、組織としてやっていかないと進まないんだなというのは痛感しているところです。

○奥ノ木委員

私が思うのは、女性でも男女共同参画の視点がご年配の方ですと男性を立てなきゃとか、そういうところがあるので、女性が入っているからいいということではないのではないかと思うんです。男性でも、ジェンダーにとらわれない視点を持った方はいらっしゃると思いますし、女性も男性を立てなきゃいけないという気持ちが残っている方もいらっしゃるので、女性も男性もジェンダーにとらわれない視点っていうには勉強していかなければならないし、うちの方で出前講座とかもやっているんですけど、小さい時からジェンダーにとらわれない視点を持つことは大事なんだなと。小さいと先入観ないですから、さっと入って来ますので、若い子へのアプロ

一ちってというのが、どうなのか。性犯罪の関係も、小中学校にはお配りしてて、配っただけだとなかなか進まないところもあるので、こちらから出て行かないと、県もやらなければいけないんですけど、そういったことも必要なのではと思います。

○星名委員

私も同じくなんですけど、資料立派なんですけど、これをどのように活用しているのか、方法を聴きたかったのと、勉強不足だったんですけど、令和5年4月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度が設けられたということで、登録している方がいらっしゃるのかなということと、女性管理職、もうちょっと50%くらいなってもいいんじゃないかという話がありましたが、その前に、今日帰って男性が夕飯作るよって方がどれだけいるかですよ。たぶん少ないかなと思うんですよ。体制が整っていないことには、昇格試験も受けられないですし、社会全体の5割が更年期女性ですけれども、その中の4割が昇格を辞退している現実がある中で、昇格を辞退しないように仕向けていくかってことが大事なんではないかと感じました。

○事務局(山木)

各資料につきましては、公共施設ですとか小中学校、関係機関に配布させていただいてるところですが、今年配ったから終わりということではなくて、継続的に意識の浸透というのは、続けていくことが大切だと思っております。奥ノ木委員からも言われましたが、こちらから出向いていくということで、私どもリプロダクティブ・ヘルス/ライツとかですね、お届け講座というのを作っており、生涯学習・スポーツ課での、あさか学習おとどけ講座に登録しておりますので、こちらから出向いていけるような体制は作っているところです。また、小中学校の関係で補足しますと、校長会や教頭会といった場面で、お話をさせていただくこともありますので、そういったところでこういった講座がありますのでぜひ活用してくださいということは、毎年行っているところでございます。あと、パートナーシップの関係ですが、現時点で1件、1組の方がパートナーシップの届出をいただいているところです。

○小島委員

私も、奥ノ木委員と同じように小さな時からという思いで家庭教育学級をしているときに、やはり子どもってというのは家族を見てそれを刷り込まれていくっていう、ですからご両親が共同して家事をやるとか子育てをするっていうのを見ると、当たり前のようにそれを大人になって再現していくっていうことがあるんで、やはり小さいときから家庭教育のところで変えていきたいなという思いがあって、男女共同参画というところに入ったら、ずるずると長く協力員とかするようになってたという感じです。やはり考え方を変えていかなければということ、やればやるほど感じているところです。こういったすてきな資料も、私は公共施設にも多く出向いているん

ですけれども、なかなか目につかないっていうのが難しいところで、どの課も自分の課を押し出したっていうのがあるので、出向いて言葉で言って、こういった資料をお渡しするっていうのをしないと埋もれてしまうのかなと感じています。

○土佐委員

私自身は、男女差別あまり感じてこなかったんですね。そういう中で、民生委員として活動していく上で、やはり一人暮らしの男性のところを訪問するとき、一人で行くのやだっていう委員が多いんですね。私の場合は、行きますけど、ドアも開けっ放し、玄関先で構いませんよというのでお話しさせていただいてるんですけども、中には上がれ上がれとかいうのもあるので、それも昼間じゃなくて夜来てとかいうのもあったりするんですね。そういうときは、誰かと二人で行くようにと話はしてるんですけど。あとは、自治会、町内会、世代交代しなきゃいけないんですけど、男女差別がなくはないですよ。セクハラもありますし。そういうのもコミュニケーションがとれていれば流すこともできますし、私は気にしないで今まで生活してきたんですね。実際に、相談センターにこれを見て来ましてって方は、どれくらいいらっしゃるんでしょうか。

○事務局(山木)

私どもで行っている相談につきましては、女性総合相談とDV相談、主にこの2つが大きなところでございます。至った経緯などにつきましては、ちょっと伺っていないところでございます。特にDVにつきましては、いろんな思いを抱えて来られますので、まずは相手の話を傾聴するというところに重きを置いておりますので、何で知ったかというところは数字として捉えているものはございません。

○土佐委員

ありがとうございます。それと、もう一つ、先ほど兼本委員もおっしゃっていた、もっとそれいゆぶらざが目立つ所ということ。でもこれって、目立っていいのか悪いのか。私たち民生委員が出入りするのを見られるのが嫌だという方もいらっしゃるんですよ。昼間ですと、町内会ですと言って伺ったりですとか、あるいは夜、ドアを開けておくからそっと入ってきてとか言われるんですね。被害を受けている方たちって、そういうところの出入りを見られるというのはどうなんでしょう。

○兼本委員

土佐委員の鋭いご指摘、なるほどなと思います。私の経験でいいますと、こてこての日本人男性だったんですけど、25年前にアメリカの外資系の企業に入りまして、ものすごい衝撃を受けました。というのは、社内にゲイのカップルがおりまして、普通に働いておりました。女性が活躍できる仕組みもちゃんとできていて、例えば飲み会なんか、必ず21時終了なんです。女

性も助かるんですけど、私も助かりました。セクハラも規定は当然厳しいものがありまして、当時の社長はセクハラでクビになったりしてまして、規定だけでなくしっかり運用もしているという、これが外資系かと思ひまして、日本も学べるところはどんどん学ぼうと思って。繰り返しになるんですけど、ポジティブアクションなんかは、積極的にやらないと仕組みも世の中も変わって行かないなと思っているので、ポジティブアクションは押していきたいなと思っています。

○川村委員

私は、男女平等というところでいうと、職場でお客さんが来たらお茶出し、なんとなく出してと見られているのを感じるし、自分の中でも私が出さなきゃいけないんだなというのがあって、女性だから男性だからこうしなければいけないという固定概念っていうのは、まだまだ抜けてないと思います。子どもに関してなんですけど、こういった資料とか持ち帰ってきたりするんですけど、実際ちゃんと見てるかなといったらそうじゃないと思うんですよね。PTAで家庭教育委員とかになって、講座を企画したこともあったんですけど、そういうのを企画しても参加するのは興味のある人達だけだったりするんです。これからだと思うんですよね、今の若い世代の人たちに意識を持ってもらって、長いスパンで取組むことなんだろうなと思っていたので、学校とかを巻き込んで、強制的にこういう話を聴くような場があってもいいんじゃないかなと思います。

○島根委員

報告書の43ページの施策の方向のところ、学校教育においてうんぬんって書いてあるんですが、取組項目、若年うんぬん、教職員研修ってあるけれども、これって人権庶務課と教育委員会で協力してやってる事柄なんでしょうか。それとも、あっちはあっち、こっちはこっちなんでしょうかということと、49ページのDVで緊急保護体制の充実の取組目安で、協定宿泊施設の締結というのはできそうな話なんでしょうかということと、これに関しまして、生活保護の保護施設っていうのもあるじゃないですか。あれと一緒にの場所を使い分けようというのは、無謀な話なんじゃないかな。

○事務局(山木)

43ページのところで、人権庶務課以外にというお話がありました。主な施策のところ、学校教育において多様な性に関する教育を推進するというところで、担当課としては人権庶務課と教育指導課というところの2つでやっておりまして、進行管理事業の表のところ、わかりづらいかもしれませんが、人権庶務課とスラッシュを入れて教育指導課と他の関連課もあるよということで、書かせていただいております。49ページの緊急保護の体制というところで、取組目安で協定宿泊施設の締結ということで、こちらにつきましては、すでに協定施設と締結をしているところであります。課題と方針のところにも書かせていただきましたが、緊急時の保護対応

の際に速やかな支援ができるようということで、協議内容を改善しているところです。なお、緊急時については、生活が苦しいとなれば生活保護の職員と一緒に支援をしていく方法もごございますし、避難できるところの活用も支援の1つとしてやっているということです。

○会長(栗山委員)

はい、皆さんに貴重なご意見をお話ししていただいて、参考になりました。家庭教育と学校教育と大きく分けて2つあるわけですよ。学校というのは24時間のうち、3分の1しかないわけで、3分の2は家庭ということです。家庭教育の原点は、その当時は、母親にあるというようなこともあったんですけど、今そんなことを言うと何言ってんだ、父親だって一緒に教育しなきゃだ。子どもは親の姿を見ながら育っていくのは、時代が変わっても同じだと思うんですね。男女平等というのは、今の時代は当たり前ですが、一人ひとりの男女平等に対する意識をしっかりと植え付けないと、なかなか難しい点もあると思うんです。それでは、取組状況についてはよろしいでしょうか。最後の議案の5、その他について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(山木)

議事5、その他ということで、2点ほどご連絡ということでご報告させていただきます。今後の男女平等推進審議会の予定についてですが、先ほどご説明したとおり、次期行動計画の策定に伴いまして、市民意識調査アンケート、事業所アンケートの質問内容について、皆様方からご意見をいただきたいと考えております。改めて、開催につきましてはご連絡させていただきたいと思っておりますが、次回につきましては秋から冬にかけて通知させていただければと予定しております。日程につきましては、会長とご相談させていただければと思っております。最後2点目といたしましては、8月の26日、27日の土曜、日曜日に、中央公民館のサマーフェスティバルがあります。女性センターでも男女平等に関する展示などを行う予定ですので、お時間がありましたらぜひお越しいただければと思います。

○会長(栗山委員)

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がございましたが、何かございましたら。

○兼本委員

今回委員になるということで、近所のお母さん方に何か聞きたいこととか問題点とかあるって聞いてきました。そうしたら、公共施設のトイレのことをおっしゃられる方が多くて、要は近隣市だと男性と、女性とそれ以外という2タイプになってしまって、女性のトイレに男の恰好をした人が入ると子どもが心配だというようなことを言う方が多くて、その辺は朝霞市ではどんな取組みっていか方針っていか。この審議会で話す内容なのか、わかんないんですけど。

○事務局(西内)

公共施設のトイレ、例えば本庁舎の所管課でいうと財産管理課になるんですが、確かに男性用、女性用、多機能型トイレのパターンが多いです。今、確かに、兼本委員おっしゃるように、そういう事案がないとも言い切れないといいことで、不安に思っっしゃる方もいるというのは聞いております。ただ、朝霞市では、基本的には、男性、女性、多機能トイレを設けることが基本になっておりますので、女性の格好をして男性が女性トイレに入るとというのが、禁止できるかというとなかなか難しい問題がございますので、そのあたり利用者さんのモラルといいますかそういったところに委ねざるを得ないのかなと個人的には思っているところでございます。以上です。

○会長(栗山委員)

よろしいですか。これですべての議事は終了となりましたけれども、議事録等の作成につきましては、会長と副会長にご一任していただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

○委員全員

了承

○会長(栗山委員)

ありがとうございました。では、これで議長の座を降ろさせていただきます。皆様、ご理解ご協力大変ありがとうございました。

○事務局(山木)

以上をもちまして令和5年度第2回、朝霞市男女平等推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。